

総理大臣

あて

復興大臣

要 望 書

みんなでもに乗り越えよう、
私たちの暮らしの再生に向けて
～未来につなぐ復興への思い～



なみえの子どもたちの思い

復興に関する
子ども向けアンケート自由意見



福島県浪江町



〔浪江町復興計画【第一次】(H24.10.12 議決・策定)より〕

平成25年3月24日

福島県双葉郡浪江町長

馬 場

有



浪江町の復興に向けた要望書

平成23年3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2年が経過しました。平成25年4月1日には区域の再編がされ、立入り規制が緩和されますが、依然として全ての浪江町民は避難を強いられており、生活の再建、ふるさとの再生に向けた取組みは、十分に進展していない状況にあります。

町としては町民の負託に応えるべく、様々な取組みを行っておりますが、世界的な災害であり、一地方自治体の取組みでは十分な進展を果たせない状況にあります。

国土を如何に守り、国民を如何に守っていくのか、まさに国家のあり方が問われる局面と考えます。

原子力災害の克服を図るため、課題が山積する現場の目線、被災者の目線に立ち、全省庁を指導・調整しつつ、効果的かつ迅速な対応を講じられることを強く要請します。

要 望 事 項

I 復興庁のさらなる機能強化、政府が一丸となった福島再生への取組み

1. 復興庁及び福島復興再生総局、福島復興再生総括本部の各省庁に対する指導権限の強化
2. 復興庁内の原発災害対応体制の強化
3. 迅速に原子力災害に対応するため、福島復興再生総局へのより一層の権限と体制強化

II 被災者の生活に寄り添った制度、福島の再生、復旧・復興に向けた制度の再構築

1. 住宅支援制度の拡充と復興公営住宅の早期整備
2. 原子力災害に特化した予算の構築
3. 復興交付金制度の原子力被災地での活用見直し
4. 原発被災者特例法の拡充と確実な制度運用
5. 事業継続・再開のための補助金や支援策の強化

III 福島第一原子力発電所事故の収束と総合的な放射能汚染対策の実施

1. 福島第一原子力発電所の廃炉までのリスクコミュニケーション
2. 徹底的な除染の実施、山林や河川を含めた実施、継続実施
3. 放射性廃棄物・汚染土壌等（建設副産物含）の減容化の早期実施
4. 飲料水等の安全と安心の確保

IV 住民の生活再建に向けた制度の構築

1. 原子力損害賠償紛争審査会の議論の再開と、新基準の追加
2. 精神的損害の項目追加
3. 賠償によらない政府による支援策と諸経費の課税免除
4. 災害関連給付事業の基準の緩和
5. 損害賠償未請求者への対応策の強化

V 住民の長期的な健康管理に向けた取組みと子どもたちの心のケアの強化

1. 長期的な医療保障制度の構築
2. 全国各地域における被ばく検査態勢の構築
3. 子どもたちの絆づくり支援の強化
4. スクールカウンセラーの常勤配置

VI 原発被災自治体の再生に向けた制度確立

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障
2. 帰町するまでの継続的な人的支援策の構築
3. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

I 復興庁のさらなる機能強化、政府が一丸となった福島再生への取組み

原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、平成25年2月に福島復興再生総局が設立されたが、いまだ政策決定には省庁縦割り状況が見られ復旧・復興の絵姿は見えにくい。改めて福島復興再生総局の設立目的に添い福島の再生に向けた政府の意思統一を図り、福島の復旧・復興、ふるさとの再生、避難生活の安定・充実、住民の帰還に向けて施策を講じていただきたい。

1. 復興庁及び福島復興再生総局、福島復興再生総括本部の各省庁に対する指導権限の強化

多分野にわたる原子力災害を克服するには、全省庁が得意分野を担うことが不可欠であるが、各省庁が本来の担当分野での解決を果たすことができるよう、復興庁及び福島復興再生総局、福島復興再生総括本部の権限の強化を図っていただきたい。

※原子力災害の課題が山積するものの、各省庁が積極的に対応する状況に至っておらず、原発災害被災自治体が孤立する状況にある。総理直轄となる位置づけを強め、各省庁に対する指導権限の確立と強化を図っていただきたい。

2. 復興庁内の原発災害対応体制の強化

全省庁からさらに一層、第一線級の人材を集中投入するとともに、原発災害克服のための施策体系を整理し、それに応じた組織体制を構築していただきたい。

※原子力災害の政策課題を、誰でも理解できるよう体系的に管理し、各省庁を巻き込み具体的な解決策を立案する体制の構築が望まれる。それを実現するためにも、課題解決能力と意識に富んだ人材リソースの活用をさらに強化するとともに、担当分野ごとの班編制を強化し、目に見える形で進展させること。

3. 迅速に原子力災害に対応するため、福島復興再生総局のより一層の権限と体制強化

原子力災害対策へ迅速な対応を図るため、被災地の課題や実情を把握している福島復興再生総局のさらなる権限と体制強化を願いたい。

※復興庁本庁や福島復興再生総括本部では把握が不足する課題について、福島復興再生総局が現地の実態を踏まえて復興庁本庁等と課題認識を共有できる体制としていくことが必要。

Ⅱ 被災者の生活に寄り添った制度、福島再生、復旧・復興に向けた制度の再構築

避難住民の生活においては被災者生活再建支援法や災害救助法に基づく支援がなされているところではあるが、避難生活が2年を超え、現行法ではカバーできないことや十分な制度運用がなされていない、という問題が表面化している。

また、福島復興再生特別措置法が制定されたが、予算や制度が未だ十分に構築されておらず、復旧・復興を進めるにあたって利活用に支障が生じている。

現在の避難生活、また、各自治体の描く再生、復旧・復興の実現に向けた制度を再構築していただきたい。また、より自治体や被災者に寄り添った取組みを実施できるよう、予算等の拡充をお願いしたい。

1. 住宅支援制度の拡充と復興公営住宅の早期整備

避難指示に基づく強制避難が継続することは明白であるため、当面の（H26年3月以降も）は、借上げ住宅を措置することを明示いただきたい。

また、狭隘な応急仮設住宅に替わる復興公営住宅についても、災害関連死を軽減するためにも、H26年3月を目途に早急に整備するとともに、その整備戸数にあたっては、円滑な入居ができるよう余裕をもった戸数の整備を願いたい。

住宅の措置に際しては、災害救助法では各都道府県対応となるため、原発災害対応の別途法整備を行い、全国統一対応を図っていただきたい。

※財物賠償を理由に住宅支援措置の削減も議論されている。一方、財物賠償は現在価値への措置に留まっており、再取得が可能な水準に至っていない。

2. 原子力災害に特化した予算の構築

原発災害に特化した交付金や復興庁事業実施のための予算について、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業が創設されたが、平成26年度以降についての財源措置が不透明となっている。帰還するまでの期間、継続して事業実施ができるよう予算確保をお願いしたい。

また世界的災害に対応した規模において予算確保をしていただきたい。

3. 復興交付金制度の原子力被災地での活用見直し

原発被災地においては、事故収束が見えない原発への不安などのため、避難先へ永住するなど、町へ帰還しない人が相当な割合に上ると予想されており、空き地、空き家が、これまで例のない大変な数で出現すると思われる。また除染により十分な線量低下が見込めない建物があれば、解体による除染等も実施しなけれ

ばならない。これらの状況を踏まえて町づくりを行う手法として、被災市街地復興土地区画整理事業は有効な手法と思われるが、原発被災地として、津波被災を受けていない地域でも利用することも可能としていただきたい。

※課題とその解決に必要な施策を「復興計画」として被災自治体では鋭意整理しているが、復興交付金は通常災害を前提とするに留まる。国が定める避難地域復興再生計画では既存予算で措置されたものに記載が限定される方針であり、前向きな取組みが被災者に示せない状況にある。

4. 原発被災者特例法の拡充と確実な制度運用

避難先自治体によって法に基づく特例事務の引き受け方法にばらつきがあり、住民サービスの不均衡が生じている。避難先自治体に法の趣旨や特例事務の具体的方法を再度周知していただきたい。また、避難先自治体の経済的負担が増加し、特例事務を行うことを避けようとする事例も見受けられることから、財源措置を明確にするなど制度の円滑な実施に向け周知徹底を図っていただきたい。

5. 事業継続・再開のための補助金や支援策の強化

時間を要するふるさとの再生を待たずに多くの雇用を支えた事業所の破綻が懸念されている。被災事業所が避難先を含めて事業を継続、再開するための補助金、支援策を新たに実施いただきたい。

※浪江町でも商工会加盟の600事業所のうち再開は25%に留まる(全事業所は1000)。

元の地域で再開するための補助金の継続しか明示されておらず、浪江町の事業所に対する強力な支援策が無い状況となっている事業者の抱える課題は避難形態や業態により千差万別である。それぞれの課題に対応し、より効果的な支援となるよう様々な課題を適切に把握するための体制強化と、個別の事業所を継続的に支援するコンサルティング体制の確立を図っていただきたい。

また、グループ補助金と中小機構の仮設工場・店舗整備事業の併用ができないとされており、避難先での事業再開ということを鑑み、併用ができるよう制度見直しをしていただきたい。

Ⅲ 福島第一原子力発電所事故の収束と総合的な放射能汚染対策の実施

町民の帰還への判断にあたって原子力発電所の安全性の確保がもっとも重要な要素であり、未だ安定管理されていない原発への不安が町民の帰還への想いの妨げとなっている。また、元通りのふるさとを取り戻すには、原発事故によって放出された放射性物質の除去が必要不可欠である。政府は住宅周辺から除染を行う方針でいるが、その動きは鈍く一向に進む気配が見られない。

さらに、放射性物質は住宅周辺のみならず、山林・河川と広範囲に及んで散布されており、広域的かつ徹底的な対応が必要になる。

政府の掲げた「年間追加被ばく線量1 mSv」の早期達成に向けて徹底的に除染を行うとともに、放射性物質は土壌のみならず、生活全般に問題は及んでいるため、復興庁の指揮のもと、包括的な放射性物質対策を講じていただきたい。

1. 福島第一原子力発電所の廃炉までのリスクコミュニケーション

第一原発の廃炉までの工程は、現在単なる技術的な作業が示されているだけであり、住民が帰還して生活するかどうかを検討する材料とはならない。

帰還の判断や、帰還後の避難行動の判断材料とするため、廃炉までにどのようなステップがあり、それぞれがどのような意味を持ち、どのような課題を抱えているのか、ステップごとにどのようなリスクがあるのか、また再度の地震や津波がおこった場合にはどのようなリスクがあるのかを詳細かつ分かりやすく示していただきたい。

2. 徹底的な除染の実施、山林や河川を含めた実施、継続実施

本格除染を早急に実施するとともに、農業用水や飲料水の水源となる山林や河川についても除染を実施すること。また、セシウムが残った場合、残留実態に即した除染を追加的に実施すること。

※来年度までの除染方針しか明確になっておらず、子どもが安心して暮らすことが出来る地域とするには、山林や河川（河畔、ダム、ため池）の除染は不可欠であり、初期除染で残留した物質がある場合は、適切な手法で取り除くことが必須となっているが、それらの方針が明確化されていない。

3. 放射性廃棄物・汚染土壌等（建設副産物含）の減容化の早期実施

土壌などの不燃物が膨大に発生するため、実効性が確立されているロータリーキルン炉など、不燃物に対するセシウム分離施設を早期に設置いただきたい。建設副産物も同様に処理願いたい。

※国はいずれは不燃物についても減容化を図る方針だが、中間貯蔵施設の設置に時間を要することから、計画を前倒しし、不燃物についても減容化することが必要。中間貯蔵施設が設置されないため進まない他地域の除染も、この方策により加速することが必至。

4. 飲料水等の安全と安心の確保

土壌などの除染だけの取組みだけでなく、生活に欠かすことのできない、飲料水や農業用水などへの対策も必要であることから、住民の放射性物質による不安を払拭できるよう、復興庁内に放射性物質の低減を総合的に扱う、放射性物質汚染の担当チームを設置いただきたい。

また、町の水源は高濃度汚染地域に位置していることから、安全と安心確保のための放射性物質除去設備を国の責任の下、整備願いたい。

※浪江町の主要水源は汚染度の高い地域に存在。現状は検出されていないことを理由に国は措置していないが、住民が戻る判断をするためには、安心して水が飲めることが大前提となるため、早期の克服を図りたい。

IV 住民の生活再建に向けた制度の構築

原発事故により被った損害については東京電力（株）により賠償されることになっているが、個人によって賠償が認められないケースがあるなど、対応に不平等さが生まれている。また、賠償未請求者に対する支援に必要な、未請求者データの提供が東京電力（株）からされないことで、請求弱者への対応が滞っているなど、当事者意識が欠如していることから、政府として、迅速かつ平等な賠償の実施に向けて東京電力（株）を指導いただきたい。また、生活再建には損害賠償だけでは充足できないため、それを補う生活再建制度の構築をお願いしたい。

1. 原子力損害賠償紛争審査会の議論の再開と、新基準の追加

賠償に対する指針が途中で止まっており、東京電力の対応に依存する形となっている。十分な審議が尽くされていない精神的損害、さらにはADRや東京電力が対応した事例の指針化を図られたい。

※賠償が東京電力任せになっており、被災者は非常に苦慮している。東京電力に明確な拘束力を持たせる役割を持つ「指針」内容を強化し、ADRを一般住民が無理に活用することがないような状況としていただきたい。

2. 精神的損害の項目追加

現在、「避難」部分しか精神的損害の対象とされていないが、原発事故に伴って生じたその他の精神的損害についても追加願いたい。指針の改定を図るとともに、東京電力に指導いただきたい。

※現在、強制避難に対する精神的損害しか加味されていないが、当町ではSPEEDI非公開や政府の避難支援の欠如により、無用な被ばくが生じたほか、津波被災者は遺体捜索も許されない状況におかれた。これら特殊性を有する精神的損害に対する検討がなされていない状況にある。

3. 賠償によらない政府による支援策と諸経費の課税免除

被災者一人ひとりの生活再建のため、賠償で不足する部分に対する政府による生活再建支援策の包括的な実施をお願いしたい。

また、賠償後、避難者の生活再建を妨げないよう、賠償金により取得する家屋などの経費等に対する課税の免除をお願いしたい。

※財物賠償に当たり、審査会では再取得水準を示したがそれに至っておらず、他地域での再建は果たせない。また財物価値が低かった方の生活再建策が示されておらず、賠償でカバーできない部分の施策実施が急務。

4. 災害関連給付事業の基準の緩和

被災者生活再建支援金については、震災・津波被害など自然災害により家屋を失った方が対象とされているが、原子力災害により長期的に管理できないことで家屋の荒廃が進み、居住ができなくなる家屋も現実的に発生している。

自然災害が起因した原発事故による放射線の影響で家屋調査が進まない状況下で、原発事故による長期避難を被災者再建支援金の支給対象外との解釈を続けていることは、福島県の復興の妨げになることから、至急、長期避難区域認定するよう要望する。

また、災害障害見舞金について、度重なる避難や長期の避難生活の中で、体調を崩し、要介護度が増してしまったり、障害を負った方は多く、負傷・疾病後はより不便を強いられ、震災関連死となってしまうケースも生じているため、見舞金としての位置付けだけでなく、状態悪化の予防措置の意味でも対象基準を緩和したい。

5. 損害賠償未請求者への対応策強化

浪江町が未請求の町民に対する支援のため必要となる情報（未請求者の氏名・生年月日等を示した資料）については、個人情報であっても町民の利益を守る為に有益な情報であるため、東京電力（株）に対して提供させるよう指導願いたい。

また、認知症高齢者及び知的障害者などの請求弱者の賠償請求については、東京電力（株）との交渉が遅れ、又は不利益な交渉となっている事例もあることから手厚く支援する方策をご検討いただきたい。

V 住民の長期的な健康管理に向けた取組みと子どもたちの心のケアの強化

平成24年6月に原子力事故による子ども・被災者支援法が成立したところではあるが、適用範囲が限られているなどすべての被災者に寄り添った制度となっていない。放射性物質による健康影響は一定期間後に発生することもあることから長期的な医療保障制度を構築していただくとともに、被災者は全国に避難していることから、全国の病院で被ばく検査を行える体制を構築していただきたい。

また、震災により心に大きな傷を負った多くの子どもたちの心のケアをより一層強化いただきたい。

1. 長期的な医療保障制度の構築

子どもや妊産婦のみならず、避難支援策の欠如により無用な被ばくが生じた多くの町民は相対的な被ばくリスクが高く、それらの方をカバーする医療保障制度を早急に構築いただきたい。

※現在、福島県に対する基金により妊婦や子どもに対する医療保障策を講じているが、恒久的でないほか、避難支援策の欠如により無用な被ばくが生じた町民をカバーするに至っていない。恒久化と被ばくリスクが高い方々への適用を求めたい。

2. 全国各地域における被ばく検査態勢の構築

県外においてはホールボディカウンターなど健康管理体制の構築が未だ不足する状況にあるため、国の主体性のもと、全国各地域での検査体制の確立を図っていただきたい。

※県外での健康管理についても福島県による実施に依存する状況にあるが、県外については、本来の責任主体である国が役割を果たすには最適。

3. 子どもたちの絆づくり支援の強化

震災により全国に避難せざるを得なかった子どもたちの、被災前の友達と再会を願う想いは強く、再開の集いには多くの子ども達や、その保護者が参加を希望している。再会の集いは絆づくりのみならず、ふるさとの文化に触れ、ふるさとの文化を伝承する、ふるさとの復興を考える機会づくのもある。

こうした多くの想いを抱かせる「絆づくり」を定期的に継続して開催する経費や、子どもや保護者と連絡を取る通信手段の確保のための諸経費への支援を願いたい。

4. スクールカウンセラーの常勤配置

震災により子ども達は全国に避難を余儀なくされ、避難先のそれぞれの学校へ区域外就学している。慣れない環境での生活は想像以上の悩みを抱えての日々である。特に、進学を迎える生徒達は十分な相談相手もなく、1人で悩みを抱え込んでいる。

現在、福島県でスクールカウンセラーの派遣制度はあるが、年間 180 時間以内と限定されており、隔週に 1 回程度しか利用できない。

子どもたちの心のケアを強化するため、スクールカウンセラーの常勤体制を早急に構築していただきたい。

VI 原発被災自治体の再生に向けた制度確立

現在、当町では必死の思いで住民支援、ふるさとの再生に当たっているが、過去、いずれの原発災害についても、自治体の自主努力で解決するだけでなく、国家としての取組みとして対応されてきた。

被災住民の生活再建支援、途方もない課題が山積するふるさとの再生を果たしていくためには、莫大な財政需要が見込まれており、人口の急激な減少が見込まれる原発被災自治体の財政力では対応出来ないことはあきらかであり、住民にふるさと再生は困難と感じさせる要因にもなっている。

政府として、被災自治体の再生についても明確な方針を示していただきたい。

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障

中長期的な財政運営を確実に図るため、一時的な交付金等の措置に留まらない、恒久的な財政保障制度を構築いただきたい。

※現状は特別交付税等での対応でしのいでいるが、恒久的な制度構築が未着手となっている。人口が回復するまでは、少ない人口で従来の固定経費を按分せざるをえない状況であり、過度な住民負担を多くの住民は懸念している。長期的な負の影響が続くため、早期における制度保証を打ち出すことで、住民不安の軽減を図っていただきたい。

2. 帰町するまでの継続的な人的支援策の構築

平成 25 年度の新規採用による職員確保に関わらず、一般行政サービス部門においても、職員数の不足が見込まれ、さらに、被害家屋調査、津波被災地の用地対策、災害復旧事業等において土木技術職・専門職の確保が必要となる。

これらの人員については、町の復興計画の進捗に併せ確保する必要があり、町単独での任期付職員としての採用検討の外、他自治体からの人的支援が柔軟に行われるよう措置願いたい。

※現在、任期付き職員や職員採用については、交付税措置されているが、職員採用に係る交付税措置を帰町するまで措置されることや、他自治体からの人的支援において、派遣元、派遣先の自治体において発生する人件費、宿泊費等の増加分について適正な財政措置（交付税措置の継続）がなされることが必要。

併せて、職員を派遣した場合、派遣元では本来の業務を一旦休止、若しくは他の職員に代替させる措置をとるなど、不都合が生じるため、職員派遣を事由として発生する業務委託経費や臨時職員等の雇用に要する費用については、交付税措置等の支援が必要。

3. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

財政補填に依存することなく自立した地域とするため、事業継続、産業立地策を重点的に実施願いたい。補助金、税制優遇、産業用地整備、企業誘致など総合的な施策を専門チームにより実施願いたい。

※「働く場がないこと」が帰ることが困難とする大きな理由となっている。当地域では雇用の場が壊滅したため、既存企業の継続、新たな企業の立地が、雇用の場を確保する上では必須となっている。工業団地整備についても現在は原子力災害対策としての制度がなく、一自治体として展開が出来ない状況。また、誘導のための補助金や優遇税制も大規模なものが必須。